

令和3年8月24日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契017
- (2) 調達件名及び数量 共焦点定量イメージサイトメーター本体 横河電機(株)製 CQ1-4L-BF-WOWT-J
1式 (中古品リース)
- (3) 借入期間 令和3年10月1日 ～ 令和5年3月31日
- (4) 納入場所 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学 財務部契約課 物品調達係
電話 06-6879-4010
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和3年8月31日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号： 財契017

調達件名： 共焦点定量イメージサイトメーター本体 横河電機(株)製 CQ1-4L-BF-WOWT-J
1式 (中古品リース)

見 積 金 額 (月 額) 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

リース契約書(案)

リース物品の表示： 共焦点定量イメージサイトメーター本体 横河電機㈱製 CQ1-4L-BF-WOWT-J 1式（中古品）

リース料金 月額 金 円也 （うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、リース料金に110分の10を乗じて得た額である。

賃借人 国立大学法人大阪大学理事 中谷 和彦（以下「甲」という。）と賃貸人 （以下「乙」という。）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記のリース料金で、次の条項によりリース契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は、甲に対し物品を賃貸し、甲はこれを借り受けるものとする。
- 第2条 物品は国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科に納入するものとする。
- 第3条 乙は、本契約に基づく物品等の運送にあたって自動車を使用するときは、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第4条 物品のリース期間は、令和3年10月1日から令和5年3月31日までとする。
- 2 リース期間満了後、物品の所有権は、乙から甲に移転するものとし、所有権移転後、乙はリース期間に関する甲の債権以外の権利について主張できないものとする。
- 3 前項に定める所有権の移転及び物品の引渡しは、第2条の納入場所において、現状有姿で行うものとする。
- 第5条 納品書及び請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課物品調達係に送付すべきものとする。
- 第6条 リース料金は、毎月支払うものとし、甲が月末に物品の借入確認を行い、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第7条 乙は、物品に動産総合保険を付保するものとする。
- 第8条 物品の保守、修理、及び点検等の費用の一切は甲が負担するものとする。ただし、乙が第7条に基づき保険金を受領したときは、その金額を限度として、甲は修理費の負担を免れる。
- 第9条 リース期間中において、天災地変等、甲乙いずれの責めにもよらない事由により生じた物品の滅失、毀損その他一切の危険負担は甲が負うものとする。物品の滅失又は毀損による修理不可能な場合における甲が乙に対して賠償すべき金額は、第4条第1項に定めるリース期間満了までのリース料総額から甲の既払額を控除した残額に相当する金額（以下「残存リース料」という。）とする。ただし、第7条に基づく動産総合保険により補填された額は賠償額から控除するものとする。
- 第10条 甲は、自己の都合により、リース期間満了前に本契約を解約するときは、原則として解約しようとする日の2ヶ月前までに、文書によって乙に通知するものとする。
- 2 乙は、前項により甲が本契約を解約した場合の違約金として、残存リース料を限度として甲に請求することができるものとする。なお、当該請求に基づき甲が残存リース料を支払った後の物品の所有権は、乙から甲に移転するものとし、所有権の移転及び物品の引渡しは、第2条の納入場所において、現状有姿で行うものとする。
- 第11条 甲及び乙は、相手方が正当な理由なしにこの契約に違反した場合は、前条の規定にかかわらず、文書をもって通知し、本契約を解除することができるものとする。
- 2 前項の場合、相手方に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲と乙との間において協議して定めるものとする。ただし、甲が乙より契約を解除された場合、乙が甲に請求する損害賠償額は残存リース料とする。
- 3 前項ただし書により、甲が乙に残存リース料を支払った後の物品の所有権の取扱いは、前条第2項なお書と同様とする。
- 第12条 契約保証金は免除する。
- 第13条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準によるものとする。
- 第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲と乙との間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 中谷 和彦

(乙)

リース契約書(案)

リース物品の表示： 共焦点定量イメージサイトメーター本体 横河電機㈱製 CQ1-4L-BF-WOWT-J 1式 (中古品)

リース料金 月額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、リース料金に110分の10を乗じて得た額である。

賃借人 国立大学法人大阪大学理事 中谷 和彦 (以下「甲」という。)と貸貸人 (以下「乙」という。)とは、上記の物品 (以下「物品」という。)について、乙が責任をもって、(以下「丙」という。)をして、賃貸させることについて、上記のリース料金で、次の条項によりリース契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は物品を、乙の責任において丙をして甲に賃貸し、甲はこれを借り受け、丙にその対価を支払うものとする。
- 第2条 物品は国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科に納入するものとする。
- 第3条 乙及び丙は、本契約に基づく物品等の運送にあたって自動車を使用するときは、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第4条 物品のリース期間は、令和3年10月1日から令和5年3月31日までとする。

2 リース期間満了後、物品の所有権は、丙から甲に移転するものとし、所有権移転後、乙及び丙はリース期間に関する甲の債権以外の権利について主張できないものとする。

3 前項に定める所有権の移転及び物品の引渡しは、第2条の納入場所において、現状有姿で行うものとする。
- 第5条 納品書及び請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課物品調達係に送付すべきものとする。
- 第6条 リース料金は、毎月支払うものとし、甲が月末に物品の借入確認を行い、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第7条 丙は、物品に動産総合保険を付保するものとする。
- 第8条 物品の保守、修理、及び点検等の費用の一切は甲が負担するものとする。ただし、丙が第7条に基づき保険金を受領したときは、その金額を限度として、甲は修理費の負担を免れる。
- 第9条 リース期間中において、天災地変等、甲、乙及び丙いずれの責めにもよらない事由により生じた物品の滅失、毀損その他一切の危険負担は甲が負うものとする。物品の滅失又は毀損による修理不可能な場合における甲が丙に対して賠償すべき金額は、第4条第1項に定めるリース期間満了までのリース料総額から甲の既払額を控除した残額に相当する金額 (以下「残存リース料」という。)とする。ただし、第7条に基づく動産総合保険により補填された額は賠償額から控除するものとする。
- 第10条 甲は、自己の都合により、リース期間満了前に本契約を解約するときは、原則として解約しようとする日の2ヶ月前までに、文書によって乙及び丙に通知するものとする。

2 丙は、前項により甲が本契約を解約した場合の違約金として、残存リース料を限度として甲に請求することができるものとする。なお、当該請求に基づき甲が残存リース料を支払った後、物品の所有権は、丙から甲に移転するものとし、所有権の移転及び物品の引渡しは、第2条の納入場所において、現状有姿で行うものとする。
- 第11条 甲、乙及び丙は、相手方が正当な理由なしにこの契約に違反した場合は、前条の規定にかかわらず、文書をもって通知し、本契約を解除することができるものとする。

2 前項の場合、相手方に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲、乙及び丙との間において協議して定めるものとする。ただし、甲が乙又は丙より契約を解除された場合、丙が甲に請求する損害賠償額は残存リース料とする。

3 前項ただし書により、甲が丙に残存リース料を支払った後の物品の所有権の取扱い、前条第2項なお書と同様とする。
- 第12条 契約保証金は免除する。
- 第13条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準によるものとする。
- 第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲、乙及び丙との間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため甲、乙及び丙は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は3通作成し、3者で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 中谷 和彦

(乙)

(丙)